

四日市市告示第320号

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第29条第1項の規定に基づき、下記のとおり施設型給付費の支給に係る施設として確認したので、同法第53条の規定により告示する。

令和2年5月15日

四日市市長 森 智 広

1 地域型保育施設

| 番号 | 設置者の名称 | 施設の名 称 | 施設の所在地 |
|----|-------------------|-------------------|--------------|
| 1 | 有限会社マミー サイドキュア | きつずはうすココロンぷらす | 四日市市赤堀新町8-12 |
| 2 | 株式会社 クロスロード | Kindergartenはづ園 | 四日市市羽津町11-17 |
| 3 | 株式会社 クロスロード | Kindergartenあけぼの園 | 四日市市曙一丁目1-8 |

(こども未来部保育幼稚園課)